

## 障害のある方が図書館を利用するための配慮やサービス等に関するご意見募集

(図書館関係者や障害当事者の皆様へ)

平成 27 年 9 月 25 日

日本図書館協会障害者サービス委員会 委員長・佐藤聖一

平成 28 年 4 月より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されます。この法律では、行政機関と民間業者に障害者の差別的取り扱いの禁止や障害のある方への配慮の実施(合理的配慮の提供)等を定めています。

日本図書館協会障害者サービス委員会では、この法律の趣旨を正しく理解し、各図書館で実施するための具体的なガイドライン作成を進めています。

つきましては、障害当事者(その家族や支援者を含む)や図書館関係者から、障害のある方が図書館を利用するための配慮やサービス等についてご意見を募集しますのでご協力をお願いいたします。

なお、個別の質問等への回答は行いませんのでご了承ください。

### 1 募集期間

平成 27 年 9 月 25 日(金)から平成 27 年 12 月 31 日(木)

### 2 ご意見の提出について

別紙の回答用紙を参考にいただき、以下の①から⑤の種類別に意見等をお寄せください。なお回答は必要項目が記入されていれば様式は問いません。

事例についてはできるだけ具体的にお書きください。ただし、個人名や住所などは書かないでください。複数のご意見を提出される場合は、内容ごとにご提出いただくか、通し番号などをつけて分かりやすくしていただけますようお願いいたします。

必要な項目 (回答用紙には該当する箇所に○をつけてください)

#### ◆あなたの立場

障害当事者、家族、支援者、図書館職員、図書館協力者、その他

#### ◆ご意見の種類

以下の 5 項目から一つを選択してください。

- ①図書館で差別的な取り扱いだと感じたこと、いやな思いをしたこと。またはそれらを見かけたこと。
- ②適切な配慮を受けられずに困ったこと。困っている人をみかけたこと。
- ③障害のある人への配慮としてよいと思ったこと。配慮を受けてよかったこと。
- ④もっとこうしてほしいという配慮。またはあったらよいと思う配慮。

### ⑤差別や合理的配慮についての疑問

◆具体的な事例・ご意見（箇条書き等でなるべく分かりやすく書いていただけると助かります。）

◆ご意見で想定された図書館の種類（該当するものを選んでください。複数選択可）  
（公共図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館、その他の図書館）

### 3 提出方法

ご意見は、メールまたは **FAX**、郵送にてお願いします。お電話での受け付けはいたしかねますので、ご了承ください。※必要により回答用紙をご利用ください。

○メールの場合

電子メールアドレス：[info@jla.or.jp](mailto:info@jla.or.jp)

件名に合理的配慮プロジェクトと記載してください

○**FAX** の場合

**FAX 番号 03-3523-0842**

日本図書館協会障害者サービス委員会合理的配慮プロジェクト宛

○郵送の場合

宛先：〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

日本図書館協会障害者サービス委員会合理的配慮プロジェクト宛

※回答用紙を両面印刷し、回答を内側にして3つ折りしていただきご利用ください。

### 4 その他

いただいたご意見については、公表させていただくことがございます。公表にあたっては、個人や団体が特定されないように留意いたします。

公表を希望されない場合は、その旨をお書き添えください。なお、類似のご意見があった場合は、それが公表される場合がありますのでご了承ください。

障害のある方が図書館を利用するための  
 配慮やサービス等に関するご意見募集（回答用紙）

あなたの立場	障害当事者 家族 支援者 図書館職員 図書館協力者 その他
ご意見の種類	<p>①図書館で差別的な取り扱いだと感じたこと、いやな思いをしたこと。      またはそれらを見かけたこと。</p> <p>②適切な配慮を受けられずに困ったこと。困っている人を見かけたこと。</p> <p>③障害のある人への配慮としてよいと思ったこと。配慮を受けてよかったこと。</p> <p>④もっとこうしてほしいという配慮。またはあったらよいと思う配慮。</p> <p>⑤差別や合理的配慮についての疑問</p>
その事例、 ご意見等	
想定した 図書館の種類	公共図書館 学校図書館 大学図書館 点字図書館 その他の図書館□

ご協力ありがとうございました

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14  
日本図書館協会障害者サービス委員会  
合理的配慮プロジェクト宛